

# 西欧における農奴制の一考察

面 高 正 俊

Mutation of Western Serfdom in the 12th Century Europe.

Masatoshi Omodaka

## (1) 問題の提起

一昨年来朝せるドイツの Karl Bosl 教授の「ヨーロッパ中世における社会的上昇運動」は、従来のゲルマン学派の特徴たる「自由から不自由へ」という断絶説に対決する最近の西欧史学の成果を伝え、「西欧農奴制」の研究に、まことに多くの示唆を与えるものであった。(詳細は、史学雑誌 75 編第 4 号)

教授は自由が多岐なる概念で、多様な法的地位であったと述べ、西欧古代末期は、大部分が *Leibeigene* からなり、彼等の上昇運動は、この状態から *geschützte Freiheit* (保護された自由) と、移動の自由 (*Freizügigkeit*) の獲得であり、無定量の *opus servile* (賦役) が修正されるに過ぎず、*Servitus et libertas*, 即ち *unfreie Freiheit* (非自由の自由) 化が見られることは、一般上昇運動の 13 世紀的姿であるという。

同じく昨年、R. H. Hilton 教授も、「英国における自由 (Freedom) と農奴制」を発表し、同じように、この「自由」の意味を追求し、中世初期の自由が極めて身分的な階層概念であったのが、中世末より貧富を階層的に分かつ概念へと変化した。その過渡的段階に於て、この「自由」の意味を追求せんとしているようである。(R. H. Hilton; *Freedom and Villeinage in England. Past and Present. No. 31. 1965*)

農奴の典型的な特徴としては、Marc Bloch が 13 世紀に見られる *chevage*, *corvée*, *formariage*, *mainmorte*……等をその指標とした点には、何人も異存はあるまい。しかるに Bosl 教授は、斯る農奴の指標となった義務は 11 世紀の *sanctuarii* の特徴的な貢租であった。それが 13 世紀以降になると、*liberi barscalci* 等も等しく負担する、より普通的な貢租となってくる。これが所謂自由人の農奴化であって、教授は斯る普遍化現象を、*descriptio glebae* 状態から *unfreie Freiheit* への上昇運動であると見ているようである。且て Vinogradoff 教授は斯る農奴の上昇運動を、*Free holder* (自由保有) に対比して、「法的保護を奪われた *customary free holder* 化」と見ている。(P. Vinogradoff; *Villainage in England, 1927 p. 220*)

Vinogradoff 教授はこの上昇化を、*Domesday Inquest* 時期から 13 世紀末にかけての漸進的な変化であると断じている。これに反して Hilton 教授はこの断定を批判して、「12 世紀末における急激な変化である」と反論する。この両説には、自由人の転落と、*affranchissement* 即ち奴隷

的階層の上昇という、二つのテーマを含むのであるが、教授は特に、villanus 級の転落という前提の上に立っているように見える。この点、不自由から自由への上昇運動を強調する Bosl 教授とは、その前提において、既に相反していることになる。Bosl 教授は、完全自由と並んで、生存のために保護を必要とする法的に低次の自由の存在することを認め、これが当時、liberi (自由人) とも、また、しばしば barscalci と称せられ、彼等の実態はそのまま、やがて servitus et libertas unfreie Freiheit) と表現されるようになってくる。それは、単に従来の無定量の opus servile (奴僕的賦役) が消えたに過ぎぬと述べて、自由的なものからの転落、つまり下降運動とは解していないわけである。それ故農奴制を考える場合、当然この対立する二つの前提を再吟味しなければならない。わたしは、この吟味として、(1) Domesday Inquest 時代の villanus の再検討を行なうこと。(2) 12世紀に急激なる変化が生じたとするならば、この上からの農民への変容に対して、当然下からの抵抗運動が見られる筈であり、若しこれが裁判記録に現われているとするならば、そこで villanus の要求するものが何であったか。また、その要求が自由といかなる関連を持つものであるかが検討されるべきものであると信ずる。このためには特に農民運動が活潑となる 13世紀の、しかもその前半期の法廷記録との対比が必要であって、これに基づき報告すれば次のようになる。

## (2) Domesday Book に現われる villanus.

Domesday Book (以下 D. B. と記す) に現われる villanus は農村人口の約 40% を占め、この下に記される bordarii の約 30% と共に、農村の中幹となる層であるが、従来自由人であると解されてきた。その保有面積は、例えば Middlesex につき、R. Lennard が「900 人の villani につき、彼等の保有物が、hide, half hide, virgate, half virgate 等、標準的単位で示されこの点 borbarii 以下が、acre 単位で示されているのに対して、騎士や、自由人の保有量の示しかたと変わらない」ことを示し、且つ、その 47% 以上が virgate 以上の保有者で 42% 以上が half-virgate 以上の保有であったことを明らかにしている。(R. Lennard; Rural England, 1086~1135. p. 341)

斯くの如く保有量から見ると自由人並であることがわかるが、さらに D. B. 上での記載順位を見ても、Homo 時には、Liberi Homo と並記されている場合が多い。Homo または Liberi と記されている者の D. B. 上の総数が、極めて少数であることは、大いに考慮を要する。彼等の性格を示す箇所には、villani と同じく記載順位や、特殊義務の記事を伴わぬものと、特別にその性格を示す修飾語の一群を附せるものがある。しかし、彼等の多くが領主との間に、何らかの主従、或は隷属的な関係、即ち、Marc Bloch の表現を借れば “avec obeissance” (cum obsequio) 状態にある者が多い。(Marc Bloch; La Societe Feodale. p. 258)

それ故、彼等に附せられたる「自由」の意味につき、Marc Bloch は、“Ne nous laissons pas tromper per ce beau mot <liberte>.” (この美しい自由という言葉にだまされてはならない) と警告し、(Marc Bloch; Les Caractères originaux de l'Histoire rurale Française. 1960,

p. 87.) また, “Aux yeux d’un homme des XI<sup>e</sup> et XII<sup>e</sup> siècles, passe pour libre quiconque e’chappe a toute dépendance héréditaire. (ibid. p. 88)

(11, 12 世紀, 人々の目には, あらゆる世襲的隷属をまぬがれているものは, 誰でも自由と見えたのである。) とも言っている。

R. Finn 教授は, *Liberi* を名字と結合した土地を持つ者, (即ち日本の名田経営者) と考えているように見える。

(R. Welldon Finn; *An Introduction to Domes-day Book.* p. 126)

しかし *villanus* は斯る名田経営者, 即ち日本史に現われる名主的存在ではなかったことは明瞭である。だが, *villanus* とは, 単に *ville* (村) に住む人 (村民) の意であるのか。Marc Bloch は “tout «villain» est soit de condition «liber», soit «serf».” (すべての *villains* は自由か農奴であった) (ibid. p. 87) と述べているが, D. B 上の *villain* はどうであろうか。

通説では D. B 上の *villani* を *geneat* 又は *gēbur*, 或は *ceorl* の子孫と見るのが定説とされている。(Vinogradoff; *The Growth of the Manor.* 5 ch Imp. pp. 339~340), それ故, 具体的に, 例えば *Liber Exoniensis* を見るに, folio, 117. Exeter 寺院の *Christenona* 荘園,

司教は “Inde habet episcopis int̄. milites et villanos……. (司教は彼の *milites* (騎士) と, *villani* を持っている……)

とあり, この荘園には, *bordarii* 以下 *servi* まで記されているのに, 特に *milites* と *villani* のみがこの行には記されている。これで両者の身分的差異が余り意識されていなかったのではないか。また folio, 117. *Tavestoch* 寺院の

“tenuerent de abbate iiii tagni quin potuerant ab ecclesia separi.” (僧院長から 4 人の *thanes* (Anglo-Saxon 時代の戦士) が保有している。それも教会から離れることができないという条件で)

とあり, *thegn* と雖も勝手に移住ないし, 自立を抑制されている状態であったことを示している。そこで私は D. B に現われる *thegn* はどうであるかと検討したが特にこのような隷属性を明示した記事には遭遇しなかった。それ故 *Liber Exoniensis* 上の *thegn* が特殊なのか, 或は *thegn* と記されて, *milites* と区別して記されている D. B 上の *thegn* は, 斯る特殊性を *milites* と峻別できる指標とみなされ, 簡略記載法をたてまえとするところから, 斯る特殊な説明語を省略したものであるのかもしれない。然りとするならば, 単純に A—G 時代の家柄を示すために, *villanus* と区別して記載しただけということになり, その本質は *villanus* と大差なしと判断してよいことになる。*ceorl* については, Norman Conquest 以前の状態について, *Hustbourne Priors* の持つ荘園の記録を見るに, この荘の *ceorl* は週 3 日の毎日賦, 自分持ちの種子で領主のために犁耕, 播種し, 羊の剃毛から運搬役まで負っていることがわかる。(Eng. Hist. Docts. vol II. p. p. 813, 816~17. Finn; ibid. p. 127)

この点 Bosl 教授の指摘せるバイエルン地方の *Barshalken* (*Barscalci*) と比較してみると, 後

者は移動の自由を欠いてはいるが、世襲的保有は安堵されており、定額の貢租を負っているほかに、駅伝の馬や、運搬役等の義務を負い、しかも自由人として遇されているのに、その近似性の深いのに驚く程である。

D. B. は、その調査の目的からして、農民の領主への負担行為については記述しないのが原則となっていたようである。だが、この調査を実施するにあたっては、全国の州を数組の地区に分ち、各地区に数名の調査官を派遣したものらしく、D. B. は共通した一定の文体や略記法に従いながら、しかもなお各区の調査団による報告内容には、かなりの形式上の相違があったものと考えられ、この報告書をもとにして作成した D. B. にも、原報告書の持つ調査団のもち味がにじみ出ている。中でも Herefordshire の記事は、例外的といってよい程に、農民の義務についての簡単な説明が、ところどころに記されている。その記載事例は数からいっても極めて僅かで、villanus の説明としてはまことに不十分であるけれども、農奴制の確究上からは興味のもてる州である。その例を示せば、

fol. 179 b, Merchelai, Wimestrvil Hundredo 内

“……hi villani arant et seminant de proprio semine quater xx acras frumenti et totidem ad avenas praeter ix acras.” (villani は領主の土地 80 エーカーを犁耕し、且つ己の小麦で播種し、71 エーカーの燕麦をも蒔かねばならぬ。)

fol. 180, a, Leofminstre

“……hi villani arabant cXL acras terrae domini seminabant de proprio semine frumenti.” (villani は領主の 140 エーカーの地を犁耕し、且つ己の種子で蒔かねばならない。)

と記されている。同じ州でありながら、どの荘園にもこのような説明が附せられているわけではない。それ故、かかる説明の附せられていない荘園の villani には、斯る義務を負うてはいなかったと推測することは問題である。当時 villanus が農村の中堅と目されていた状況で、犁耕の義務も負わぬ villani が多くの荘園にいたとは想像できないことで、種子自弁の点が調査団の注目を引いたか、或は領主直営地全域にわたり villanus の賦が課せられていたのではなくて、その中のある特定の面積のみに義務が課せられていた点で異例なる現象と見られたものかのいずれかである。恐らく後者がその理由と思われるが、この自弁の播種という点では、前に示した A—G 時代の ceorl を運想させるものがある。

fol. 219 a, Lufenham et Sculetorpus

“Homines operant opera regis quae prepotitus jusserit.” (人々は reeve の命ずるが如くに王の仕事をなす。)

この場合、仕事とは賦役と解して誤はない。homo とだけ記してあるが、これが homo liberi のことか、この項では問題である。なぜかというに、単純に「人々」と解しても前後の意味に支障がなく、当然、villani も含んでの表現であると解した方が、より適確と思われるからである。しからばこの二つの荘園内では、自由人、villani の差別なく、荘官の下知に従って賦役を果す義務の

あったことが推測されるのである。

fol. 175 a, Garstune 荘。

“Qui hanc terra tenebant in pastra i die fecabant, et alia servitia facibant.”

(彼等は1日間の草地の作業及びそのほかの賦を果す条件で保有している。)

この文頭は奇妙な記載法で、Qui 以下は、三人称複数が主語になっているのであるが、この主語が前文の何を指しているものであるか判然としない。もっとも、私のラテン語の読解力が極めて幼稚なために、このような当惑を感じるのは私だけのことも知れない。ここには自由人、villianus, bordarii, のほかに servi も記されているのであるが、この文が追手書きの形で行間に記入されているため、この三人称複数が、どれを指すのか、迷っている次第である。全員を指すということも考えられるが、草地での僅か1日の草刈を特記する程の価値があるとは思えない。どうもこの挿入句は、自由人について記したつもりではないかと思われてならない。単なる自由人であるならば一日の草刈ぐらゐは当然の賦であるからして、わざわざことわり書きされているのは、これだけの仕事をするだけでも注目に価するような上級の自由を持てる人々を指しているのではなかろうか。この荘園については、もっと他の文献をあわせて追求していかねばならぬと思っている。しかし、以上のきわめて曖昧な記述からの類推ではあるけれども、homo 又は liberi と記されたものには、自由の点で上下の差違はあるけれども、多くの homo は villani と大差なきものであったことがわかる。D. B. では、上層 liberi 下層 liberi の範疇が立てられていないので、両者の区別はなかなか困難であるが、次に示す事例は、先述の名主的自由民であったと断じてよからう。

fol. 184a Tornelaus Hundred Acle

“Isd Rog (de Luci) tenet Acle. Sex liberi homines tenuerunt per vi maneria et poterant ire quo uolebant.” (かの Rog は Acle を保有す。ここを6名の自由人が6個の荘園として持ち、彼等の欲するごとくに(これを処分)することができた)

また、

fol. 184 a, Hope

“Ibi sunt homines reddentes x solidos et viii denarios pro suis hospitiiis.”

(ここに10志8ペンスを彼等の居住に(宿泊か?) よって納めている人々あり。)

の如く、わざわざ「居住せるによって」と、ことわり書をせねばならなかったという点で、この人々が移動の自由を有する一群であったと推定できる。この二つの例の中で、前者は特に liberi と修飾語を附し、後者は単に homo となっているが、それ以外の上述の homo に比して、自由の点で区別されるべきものであったと思う。

されば liberi homo, 又は単なる homo も、D. B. に特別な修飾語を附せられて、上位の自由概念を連想させる、数の上からはごく少数の例を除いては、villani と質的な差異は認め難いものであったことがわかる。

Finberg 教授は、彼の Tavistock Abbey の研究において、villanus の前身在、A—G 時代

の自由人 *thegn* であったと判断し、その根拠として、*Liber Exoniensis* には *villani* 以上の上級農民が見られないこと。ノルマン征服によって *thegn* は従来通り土地の保有は認められたが、地主層はこの戦乱、その後の社会変動によって、ほとんど所領関係が更新され、新領主によって *thegn* の土地保有が安堵されても、当時の状況からして保有条件に変更が加えられたとは考えられず、ただ D. B. には機械的に *villanus* として記載されたものであると推定している。この推定の裏づけとして、Tavistock の附属小村 Nutley の例をあげている。それによると、1066 年に、この地は寺院に所属する *thegn* の一人が保有する地であった。それが 20 年後の Exeter Book にはフランス騎士 Ralph の保有する所領となり、この Ralph は一犁組どころか、一頭の家畜をも持っていない。だから彼自らは全然耕作能力はないと見なければならぬ。しかるにこの地には 1 名の *villanus*、3 名の *cottarii* が居り、4 組の犁で耕作している事実は、この *villanus* が 20 年前の寺院つき *thegn* であったことは間違いないと主張している。(Finberg; Tavistock Abbey. pp. 62~3) また、D. B. には、この例のほかに

fol. 7 b, Kent 州の Esledes (現在 Leeds) 荘に関して、

“V molini villanorum” (五個の *villani* に所属する製粉所) とあり、この表現からこれも 20 年前の *thegn* であったことを暗示させる。また、

fol. 10b, Bocheheut Kent 州内

“Ibid est unus villanus reddens vi solidos.”

fol. 10a, Macheheut 荘

“Ibi sunt ii villani reddent L denarios.”

等の記事から、保有物に対し、金納がなされていたことを示しており、ここでは征服による戦乱、それによる社会的変動も大きかったと推定される故に、この金納地代は、その出身が決して低いものではなかったことを告げているようである。

以上の例証によって *villanus* が自由人であったか否かの、法律上の地位は判然としないけれども、Barschalken 的なものであったとみてよく、この点で Bosl 教授の主張の如くに *servitus et libertas* の状態であったと解して支障はなからう。

### (3) 12, 13世紀の訴訟に現われたる自由の比較

しからば斯る *unfreie Freiheit* の状態にあった *villanus* が 13 世紀に農奴的指標でもって評価される農奴身分に転化すると解する Hilton 教授が、この下向運動に対し、12 世紀後半に一線を画すべき転機があったとする点はどうかであろうか。

The Cartulary of Cirencester Abbey (C. D. Ross 編 1964 年 Oxford) によると、1155 年の寺院内での農民の保有状態は

“non est tam liber qui non debant arae et cariae”. (犁耕も運搬役もなさざる程の自由は何人にも無し)

